

用を以て賣買するなり。買者若し債務を果さざるときは、債權者之れを官府に訴ふ。官吏乃ち債務者を縛し、其の財産を賣却して義務を果さしむ。債務者死すれば、其の子同じく其の義務を負ふ。故に士人は、債權の犯すべからざるものなるを覺知し、債務の還償を拒む無く、隨うて之を怠る如きは甚た少なしと。

## 二 通貨

支那の通貨は、古來銅錢を以て其本位と爲し、金銀は物品の性質を以て其通用を補助す。故に銅貨は官設の造幣局ありと雖も、金銀は官之を製鑄せず所在の人民隨意に鑄造するを以て、其形質大小皆多少の差異あり、通用甚だ錯雜なり。

銅貨は之を錢と名け、戶、工兩部と各省と皆之を鑄造す、錢に二種あり、一を樣錢と曰ひ、他を制錢と稱す、樣錢は戶部之を鑄して皇室の庫内に藏し、専ら有事の日の用に供し、制錢は布政使之を管して一般の通用に充つ。凡そ錢は圓形にして、中央に方孔を穿ち、表面、文を通寶と刻し、冠するに年號を以てし、裏面に滿洲字を以て其鑄造の局名を印す。此外、民間に私造するもの有り、其形量共に小にして、普く通用せず。凡て錢は、四十九文を以て五十文と算し、九十八文を以て百文と爲し、九百八十